

## (仮称) 蕨市市民参画及び協働を推進する条例 (8ページ以降分)

## (協働の環境づくり)

第10条 市民と市は、お互いに情報を共有し、十分な協議を行い、協働のまちづくりに取り組むための環境づくりをすすめていきます。

2 市は、市民が持つ特性をまちづくりに活かすことができるように、協働の機会の提供に努めます。

第10条は、協働によるまちづくりを進めるための環境づくりについて定めたものです。

第1項は、協働によるまちづくりを進めるためには、市民と市それぞれが協働に対する理解を深めながら、地域の課題等の情報を互いに共有し、十分に協議を行えるような環境づくりを進めることを定めています。

第2項は、市は、地域の問題解決を進めるために、自由な発想と行動を取れる市民(民間企業、NPO などあらゆる団体を含む)に、協働の機会を提供するよう努めることを定めています。

## (協働事業の提案)

第11条 市民は、市と協働で行う事業について、市に事業提案することができます。

2 事業提案に関して必要な事項は、市長が別に定めます。

第11条は、地域の課題解決に対して市民からの提案のもとに、市民と市が提案内容の実現性を高め、事業の実施に向けて力を合わせていく制度を定めたものです。

第1項では、地域の課題解決という目的を果たすための事業を、市民から市に提案することが出来ると定めています。

第2項は、第1項で示した事業提案の方法等について、市長がこの条例とは別に取り決めを作ることを定めています。

## (市民への支援)

第12条 市は、協働のまちづくりに取り組む市民に対して、その活動の支援に努めます。

第12条では、市は、市民公益活動(社会や地域社会の課題解決など、市民その他

不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とした、自主的で非営利な社会貢献活動）に取り組む市民の団体などに対して、後継者育成をすることや、基金を活用した助成を行うことなど必要な支援に努めることを定めています。

#### （コミュニティ活動の推進）

第13条 市民は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めます。

2 市は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めます。

第13条、第1項では、市民が快適な暮らしを実現するため、自分の意思でコミュニティ活動にかかわり、地域が抱える課題を共有し、お互いが助け合いながら課題の解決に向けて取り組むよう努めることを定めています。

第2項では、市は、コミュニティ活動の役割、自主性を尊重し、住民自治を損なうことのないよう配慮するとともに、必要に応じて様々な支援を講じていくことを定めています。

#### （推進状況の公表）

第14条 市は、市の市民参画と協働の実施状況について検証を行い、その結果を市民に公表します。

第14条では、本条例を実効性のあるものにするため、市は条例に基づく市民参画と協働の活動実態等を定期的に評価検証し、その結果を市民に公表することを定めています。

#### （条例の見直し）

第15条 市は、社会情勢の変化、市民参画と協働の推進状況に応じ、この条例の見直しを行う場合には、この条例の精神に基づき、市民の意見を適切に反映させて行います。

第15条では、今後、社会情勢が一層変化していくことが予想され、条例の内容と実態が合わなくなる事が考えられることから、条例の見直しが必要になることが考えられます。見直しをする際には、市民と市が対等の関係によるまちづくりを進めていく本条例の精神に基づいて、第7条に規定した市民参画の手続きにより、市民の意見を聞き、その意見を反映していくことを定めています。